

整理番号 121

決裁	会派代表者	(阿部)	経理責任者	(伴)	経理担当者	
----	-------	------	-------	-----	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

781 - 002

( 会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 岡本 護 )

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・ <u>事務所費</u> ・人件費		
内容	事務所ガス料金 (9月分)		
年月日	令和1年9月20日~令和	年月日	金額 314 円

目的	政務活動に使用する事務所のガス料金
使途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—

《領収書貼付枠》

ガスご使用量のお知らせ(検針票)  
ガス料金等領収証

日頃は中部ガスをご利用いただきありがとうございます。

岡本 護 さま

お客さま番号 [ ] ブロック 005 指定 04

供給地点特定番号 00600000005094212

前月分ガス料金等領収証	
2019年9月分 クレジットカード払	
ご使用量	11 m <sup>3</sup> 領収金額 3,303 円
期 間	早 收 料 金 (税 込) 3,055 円
8月9日~9月6日	遅 収・早 收 料 金 差 額 (税 込) 0 円
ご使用日数 29日	領 収 金 額 (内消費税等相当額) 226 円
領 収 日 9月20日	リ ー ス 料 (税 込) 248 円
料 金 表 A	領 収 金 額 (内リース料消費税等相当額) 18 円
	セ ッ ト 割 引 (税 込) 円
	内 (内セット割引消費税等相当額) 円
	訳

クレジットカード払の場合、領収日はクレジットカード会社より当所に立替払いいただいた日を表示しております。

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と私用で按分 (面積按分)	3,303 円	15.3 m <sup>3</sup> /160.85 m <sup>3</sup> %	314 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 122

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	伴	経理担当者	
----	-------	----	-------	---	-------	--

使途項目 サーチャキー 支出証 拠書

780 - 003

( 会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 岡本 護 )

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	携帯電話 (KDDI) 使用料 ( 9 月分)		
年月日	令和元年 9月30日	~ 令和 年 月 日	金額 2941 円

目的	政務活動上の通信用		
使途	—		
政務活動・ 県政との 関連性	—		
《領収書貼付枠》	2019-09-30	200	*10,360 KDDIリョウキン(セテ)イ

料金領収証 RECEIPT FOR SERVICES

2019年 9月ご請求分

岡本 護 様

KDDIをご利用いただきまして誠にありがとうございます。  
右記KDDI料金を 9月 30日ご指定の口座から  
振替させていただきました。

ご請求コード CUSTOMER CODE	5724655172
領収金額 AMOUNT RECEIVED	5,883 円
うち消費税等 TAX	274 円

**KDDI株式会社**  
〒163-8003 東京都新宿区西新宿2丁目18-2 KDDIビル

金融機関名 FINANCIAL INSTITUTION	*****
支店名 BRANCH	*****
口座番号 ACCOUNT NUMBER	*****

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と私用で按分	5883 円	1 / 2 %	2941 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 123

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	伴	経理担当者	
----	-------	----	-------	---	-------	--

使途項目 サーチャキー 支出証拠書

781 - 001

( 会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 岡本 護 )

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・ <u>事務所費</u> ・人件費		
内容	来客用駐車場賃料 (10月分)		
年月日	令和元年9月30日	～令和 年 月 日	金額 3,162 円

目的	政務活動用の来客駐車場の賃借
使途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—

《領収書貼付枠》

19-09-30	200	*6,000	ウキ
19-09-30	200	*324	振込手数料

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と私用で按分	6,324 円	1 / 2 %	3,162 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 124

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	伴	経理担当者	
----	-------	----	-------	---	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

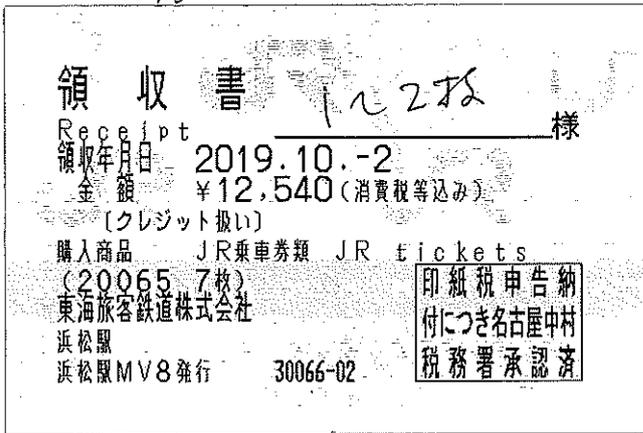
774 - 003

( 会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 岡本 護 )

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県庁にて調査		
年月日	令和元(2019)年10月2日	～	令和 年 月 日
金額			4740 円

目的 (該当項目に丸印)	◎ 部局事業ヒアリング・地元要望活動・会派内調整打合せ・政務活動資料の整理
使途 (該当項目に丸印)	◎ 交通費・宿泊費・駐車料
政務活動・ 県政との 関連性 (該当項目に丸印)	◎ 議会・委員会等質問のため、関係部局の事業・主要施策等を確認する。 ・ 地元要望に関連する部局の事業内容や取組方針・進捗状況などを確認する。 ・ 確認した事業の内容や進捗状況を元に、議会・委員会等の質問に反映する。 ・ 議案の審議に必要な情報として、県施策の状況を確認する。 ・ 会派内で県施策等に関する検討を行い、意見の調整・集約を行う。

《領収書貼付枠》  
12,540円 × 2枚 = 4,180円



按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	4740 円	100 %	4740 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。



整理番号 125

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	伴	経理担当者	
----	-------	----	-------	---	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

779 - 001

( 会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 岡本 護 )

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	資料郵送料		
年月日	令和1年10月2日~平成	年月日	金額 252 円

目的	資料 (v0136号) 郵送料
使途	郵送料
政務活動・ 県政との 関連性	: 県政に関する資料の配送。活動の理解 (765)

<<領収書貼付枠>>

領収書

様  
 [証紙引受] 20.5g ¥252  
 第一種定形 3通 ¥252  
 @84  
 小計  
 郵便物引受合計通数 3通 ¥252  
 課税計(10%) ¥22  
 (内消費税等) ¥0  
 非課税計  
 合計 ¥252  
 お預り金額 ¥300  
 おつり ¥48

〒100-8792 日本郵便株式会社  
 東京都千代田区大手町2-3-1  
 取扱日時: 2019年10月2日 13:32  
 担当 No. 191002A3719 端N98箱01  
 連絡先: 浜松幸郵便局  
 TEL: 053-471-9983

郵便局からのお知らせ

**2019年10月1日(月)から  
郵便料金などが変わりました。**

消費税率の改定に伴い、郵便料金などを  
変更させていただきました。  
詳しくは、日本郵便株式会社Webサイトを  
ご覧いただくか、お近くの郵便局にお尋ねください。

支払者: 岡本 護

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである。	252 円	100%	252 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 126

決裁	会派代表者	(阿部)	経理責任者	(伴)	経理担当者	
----	-------	------	-------	-----	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

774 - 003

( 会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 岡本 護 )

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	政務活動 (燃料電池自動車について経済産業部ヒアリング)		
年月日	令和元年10月3日~令和	年月日	金額 5,770 円

目的	政務活動に関連する (燃料電池車について説明を受け)
使途	交通費
政務活動・ 県政との 関連性	今後の政策(工場の)の柱となる燃料電池車について 話し合い、入庁の説明を受け

《領収書貼付枠》

回数券6枚中の3~4枚目使用  
 (12,300円 ÷ 6枚 × 2枚 = 4,100円)  
 12,540 4,180

おいしパーキング

領収書 3~4枚様

Receipt  
 領収年月日 2019.10.-2  
 金額 ¥12,540 (消費税等込み)  
 (クレジット扱い)  
 購入商品 JR乗車券類 JR tickets  
 (20065 7枚)  
 東海旅客鉄道株式会社  
 浜松駅  
 浜松駅MV8発行 30066-02

印紙税申告納  
 付につき名古屋中村  
 税務署承認済

領収証

A 精算No.000033  
 車室番号(自動車) 31  
 入庫時刻 2019年10月 3日(木) 09:39  
 精算時刻 2019年10月 3日(木) 17:30  
 駐車料金 A料金 900円  
 =====  
 合計 900円  
 現金領収額 900円  
 お預り 1,000円  
 お釣り 100円

またのご利用をお待ちしております。

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである。	5,770 円	100 %	5,770 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

領 収 証

現・チ・ク・割引 No. 6516  
日付 2019年 10月 03日  
車番 000183 0000  
基本運賃 ¥690円

静岡駅→県庁

合計 ¥690円

上記の様に領収致しました

(個人) 中西タクシー

静岡県中部個人タクシー協同組合

静岡市葵区宮前町106-4

電話 054-261-5091

携帯 090-9195-1675

毎度ご乗車ありがとうございます

(資料のためタクシーを使用可)

整理番号	127
------	-----

決裁	会派代表者	(阿部)	経理責任者	(伴)	経理担当者	
----	-------	------	-------	-----	-------	--

使途項目 サーチキー

7	7	4	-	0	0	1
---	---	---	---	---	---	---

支出証拠書(各種団体会費)

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・岡本 護)

経費項目	調査研究費・研修費		
内容	日産労連 NPO センター「ゆうらいふ21」会費		
年月日	令和元年 10月 3日~平成 年 月 日	金額	3,864 円

会の趣旨・目的	心身にハンディキャップを持った人とともに、文化・芸術活動を通じ「心の豊かさ」を育み、広く社会に対し、障がい者への理解を深めるための啓蒙、交流促進事業を行い、日本における社会福祉の向上に寄与することを目的とする。
会の活動内容等	① 保健、医療または福祉の増進を図る活動 ② 社会教育の推進を図る活動 ③ 学術、文化、芸術またはスポーツの振興を図る活動 ④ 子供の健全教育を図る活動 ⑤ 各 NPO の連絡・助言・援助の活動
政務活動・県政との関連性	団体での会合や各種活動等を通じ、広範囲な意見を聴取し、議会での質問等政務活動に反映させる。

《領収書貼付枠》

支払金額 5,152円  
NPOの事業年度が7月から翌6月のため、7月の分を請求する。  
 $5,152円 \times \frac{9}{12} = 3,864円$

ご利用明細票

お取扱目	店番	取扱番号	振替受付票
01-10-0323357	シス・オカケンチャウナイ	A93190011	振替受付票
取扱店	取込口座	538850	振替受付票
538850	*5,000	料金額 *152	振替受付票
入金額	おつり		
*10,000	*4,848		

岡本護 (ゆうちょ銀行)

“あんしん” & “べんり” なスマホ決済アプリ ゆうちょ Pay

印紙税申告納付につき類町税務署承認済

※ 添付書類：団体の会則・事業概要・その他 ( )

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	3,864 円	100 %	3,864 円

※ 按分による支出がある場合は、按分の理由、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

# 定 款

特定非営利活動法人

日産労連NPOセンター「ゆうらいふ21」

# 目 次

第1章	総 則
第2章	目的および事業
第3章	会 員
第4章	役員および職員
第5章	総 会
第6章	理事会
第7章	資産および会計
第8章	定款の変更、解散および合併
第9章	公告の方法
第10章	雑 則

—— 附 則 ——

# 特定非営利活動法人日産労連NPOセンター「ゆうらいふ21」定款

## 第1章 総則

### 第1条 (名称)

この法人は、特定非営利活動法人日産労連NPOセンター「ゆうらいふ21」という。

### 第2条 (事務所)

この法人は、主たる事務所を東京都港区海岸1丁目4番26号に置く。

## 第2章 目的および事業

### 第3条 (目的)

この法人は、相互扶助の精神にのっとり、心身にハンディキャップを持った人とともに、文化・芸術活動を通じ「心の豊かさ」を育み、広く社会に対し、障がい者への理解を深めるための啓蒙、交流促進事業を行い、日本における社会福祉の向上に寄与することを目的とする。

### 第4条 (特定非営利活動の種類)

この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療または福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 学術、文化、芸術またはスポーツの振興を図る活動
- (4) 子供の健全教育を図る活動
- (5) 各NPOの連絡・助言・援助の活動

### 第5条 (事業)

この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
  - ① 社会福祉施設・団体を対象とした文化芸術イベントへの招待および訪問事業
  - ② 社会福祉に関する研究・調査、情報収集およびボランティア活動の支援・育成、情報提供事業

- ③ 社会福祉施設・団体に対する支援事業
  - ④ 文化芸術活動者・団体の社会福祉活動に対する支援事業
  - ⑤ 社会福祉活動の啓発および広報事業
  - ⑥ NPOや諸団体との連携と情報交換事業
  - (2) その他の事業
    - ① 社会福祉の向上に向けた講師派遣事業
    - ② バザー・チャリティーイベントの開催
2. 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

### 第3章 会 員

#### 第6条 (種 別)

この法人の会員は、次の4種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という)上の社員とする。

- (1) 個人正会員                      この法人の目的に賛同し、この法人の活動および事業を推進する個人。総会で表決権を有する会員
- (2) 団体正会員                      この法人の目的に賛同し、この法人の活動および事業を推進する団体。総会で表決権を有する会員
- (3) サポート個人会員                この法人の目的に賛同し、この法人の活動を援助する個人会員
- (4) サポート団体会員                この法人の目的に賛同し、この法人の活動を援助する団体会員

#### 第7条 (入 会)

会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2. 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3. 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人および企業・団体にその旨を通知しなければならない。

#### 第8条 (会 費)

会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

#### 第9条 (会員の資格の喪失)

会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 本人が死亡し、または会員である団体が消滅したとき
- (3) 正当な理由なく会費を滞納し、催告を受けてもそれに応じず、納入しないとき
- (4) 除名されたとき

#### 第10条（退 会）

会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

#### 第11条（除 名）

会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき

#### 第12条（抛出金品の不返還）

既納の会費およびその他の抛出金品は、返還しない。

## 第4章 役員および職員

#### 第13条（種別および定数）

この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 10人以上
  - (2) 監事 2人
2. 理事のうち1人の理事長、1人の専務理事を置く。なお、必要に応じて理事のうち、副理事長を若干名、常務理事を1人置くことができる。
  3. この法人は、顧問と運営上の相談役として、アドバイザーを置くことができる。

#### 第14条（選任等）

理事は、総会において正会員の中から選任する。

2. 監事は、総会において正会員の中から選任する。
3. 理事長、副理事長および専務理事、常務理事は、理事の互選とする。
4. 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、または当該役員並びにその配偶者および3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
5. 監事は、理事またはこの法人の職員を兼ねることができない。

## 第15条（職務）

理事長は、この法人を代表し、その業務を統轄する。

2. 副理事長、専務理事または常務理事は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときまたは理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指定した順序によって、その職務を代行する。
3. 理事は、理事会を構成し、この定款の定めおよび理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
4. 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務または財産に関し不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること
  - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること
  - (5) 理事の業務執行の状況またはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること

## 第16条（任期等）

役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 補欠のため、または増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者または現任者の任期の残存期間とする。
3. 前2項の規定にかかわらず、任期満了前に、総会において後任の役員が選任された場合は、当該総会が終結するまでを任期とする。また、任期満了後、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
4. 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

## 第17条（欠員補充）

理事または監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

## 第18条（解任）

役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事、監事は総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき

#### 第19条（報酬等）

- 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
2. 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
  3. 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

#### 第20条（事務局および職員）

- この法人に、事務を処理するため事務局を設け、事務局長および必要な職員を置く。
2. 事務局長は、理事会の議決を経て理事長が委嘱し、職員は理事長が任免する。
  3. 事務局の組織および運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

## 第5章 総 会

#### 第21条（種 別）

この法人の総会は、通常総会および臨時総会の2種とする。

#### 第22条（構 成）

総会は、正会員をもって構成する。

#### 第23条（権 能）

総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 理事、監事の選任または解任、職務及び報酬
- (5) その他運営に関する重要事項

#### 第24条（開 催）

- 通常総会は、毎年1回開催する。開催の時期は、毎年事業年度終了後3ヵ月以内とする。
2. 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
    - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき
    - (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
    - (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき

#### 第25条（招 集）

総会は、第24条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2. 理事長は、第24条第2項第1号および第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
3. 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

## 第26条（議長）

総会の議長は、その総会において、出席した理事の中から選出する。

## 第27条（定足数）

総会は、正会員総数の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

## 第28条（議決）

総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の2分の1以上の同意があった場合は、この限りではない。

2. 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## 第29条（表決権等）

各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2. やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
3. 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号および第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。
4. 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

## 第30条（議事録）

総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
  - (2) 正会員総数および出席者数（書面表決者または表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要および議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印しなければならない。

## 第6章 理事会

### 第31条 (構成)

理事会は、理事をもって構成する。

### 第32条 (権能)

理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事業計画および活動予算並びにその変更
- (4) 事業報告および活動決算
- (5) 会費の額
- (6) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ）その他新たな義務の負担および権利の放棄
- (7) 事務局の組織および運営に関する事項
- (8) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

### 第33条 (開催)

理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき

### 第34条 (招集)

理事会は、理事長が招集する。

2. 理事長は、第33条第2号および第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
3. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

### 第35条 (議長)

理事会の議長は、理事長もしくは理事長が指名した者がこれに当たる。

### 第36条 (議決)

理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。

2. 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### 第37条（表決権等）

各理事の表決権は、平等なるものとする。

2. やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
3. 前項の規定により表決した理事は、第38条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
4. 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

### 第38条（議事録）

理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
  - (2) 理事総数、出席者数および出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要および議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印しなければならない。

## 第7章 資産および会計

### 第39条（資産の構成）

この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 助成金
- (5) 財産から生じる収益
- (6) 事業に伴う収益
- (7) その他の収益

### 第40条（資産の区分）

削除

#### 第41条（資産の管理）

この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

#### 第42条（会計の原則）

この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

#### 第43条（会計の区分）

この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計およびその他の事業に関する会計の2種とする。

#### 第44条（事業計画および予算）

この法人の事業計画およびこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

#### 第45条（暫定予算）

前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2. 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

#### 第46条（予備費の設定および使用）

削除

#### 第47条（予算の追加および変更）

予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加または変更をすることができる。

#### 第48条（事業報告および決算）

この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表および財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経なければならない。

2. 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

#### 第49条（事業年度）

この法人の事業年度は、毎年7月1日に始まり翌年6月30日に終わる。

#### 第50条（臨機の措置）

予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、ま

たは権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

## 第8章 定款の変更、解散および合併

### 第51条（定款の変更）

この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

2. この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

### 第52条（解散）

この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2. 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の3分の2以上の承諾を得なければならない。
3. 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

### 第53条（残余財産の帰属）

この法人が解散（合併または破産による解散を除く）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる法人のうち、総会において議決された者に譲渡するものとする。

### 第54条（合併）

この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 公告の方法

### 第55条（公告の方法）

この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

## 第10章 雑則

### 第56条(細則)

この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

### 附則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	西原浩一郎
専務理事	本間 孝
理事	石崎 寧
同	太田口ナカエ
同	神岡 仁
同	郡司 典好
同	小林 浩平
同	杉崎 和寛
同	高尾 啓
同	高木 章
同	竹井 直樹
同	立花由美子
同	澗口 良一
同	田村 馨
同	牧野 弘幸
同	宮下 晋一
同	三好 通生
同	吉村 正隆
監事	赤羽 治彦
同	下田 良二

(※五十音順)

3. この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成17年8月31日までとする。

4. この法人の設立当初の事業計画および収支予算は、第 44 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
5. この法人の設立当初の事業年度は、第 49 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 17 年 6 月 30 日までとする。
6. この法人の設立当初の会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 個人正会員	年会費	5,000 円
(2) 団体正会員	年会費/口	10,000 円
(3) 個人サポート会員	年会費	1,200 円
(4) 団体サポート会員	年会費/口	5,000 円

附則 この定款は、平成 24 年 8 月 31 日から施行する。  
この定款は、平成 26 年 12 月 25 日から施行する。  
この定款は、平成 28 年 2 月 2 日から施行する。  
この定款は、平成 30 年 9 月 12 日から施行する。  
この定款は、平成 31 年 1 月 29 日から施行する。



広報・広聴

情報公開・個人情報保護  
地域活動・多文化共生

男女平等参画

法人の認定等

パスポート

消費生活

私立学校

文化振興

トップページ > 法人の認定等 > NPO法人ポータルサイト > 法人情報検索 > 法人・団体情報詳細

## 法人の認定等

公益法人

公益法人

宗教法人

宗教法人

NPO法人ポータルサイト

お知らせ

法人情報検索

NPO法人とは

設立の手続き

法人運営

認定（特例認定）NPO法人制度

指導・監督

ガイドブック・様式・書式

説明会・個別相談

法律・条例・規制

公開情報

## 法人・団体情報詳細

### 法人・団体基本情報

法人番号

4010405004137

認証日

平成16年6月18日

法人・団体名称

日産労連NPOセンター「ゆうらいふ21」【認証】

法人・団体名称カナ

ニッサンロウレンエヌピーオーセンターユウライフ21

主たる事務所の所在地

東京都港区海岸一丁目4番26号

従たる事務所の所在地

代表者氏名

郡司 典好

定款に記載された目的

この法人は、相互扶助の精神にのっとり、心身にハンディキャップを持った人とともに、文化・芸術活動を通じ「心の豊かさ」を育み、広く社会に対し、障がい者への理解を深めるための啓蒙、交流促進事業を行い、日本における社会福祉の向上に寄与することを目的とする。

活動分野

保健・医療・福祉

社会教育

学術・文化・芸術・スポーツ

子どもの健全育成

NPO支援

電話番号

03-3434-0923

事業年度

令和元年7月1日～令和2年6月30日

認定状態

認定（特例認定）日

有効期間

閲覧書類

定款 H31/01/29

事業報告書等（平成29年度）

事業報告書等（平成28年度）

法人・団体名称欄の【状態】表記について

【認証】：認証法人 【転出】：都外転出済 【解散】：解散済 【取消】：認証を取消済

【認定】：認定法人 【特例認定】：特例認定法人 【認定更新申請中】：認定の更新申請中

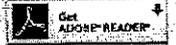
### 申請に関する公開情報

申請内容

申請年月日

縦覧書類

PDFファイルの表示にはAdobe system社のAdobe Readerが必要です。  
お持ちでない方はダウンロードしてお使い下さい。



このページに関するお問い合わせ先

都民生活部 管理法人課NPO法人担当

電話番号：03-5388-3095（受付時間：開庁日9:00～17:45）

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第一本庁舎19階南側

[ページの先頭へ戻る](#)

Twitter

東京アニメーション  
東京都公式動画チャンネル

Facebook

[サイトポリシー](#)

[アクセシビリティ方針](#)

[個人情報保護方針](#)

[リンク](#)

[問い合わせ先](#)

東京都生活文化局：〒163-8001 東京都新宿区西新宿2丁目8番1号

Copyright© 2015 生活文化局 All rights reserved.



令和 1年10月 3日発行

クレジットカード支払済のお知らせ(電気料金等領収証)

毎度お引立ていただきありがとうございます。

令和 1年 9月分 の電気料金等を、クレジットカードにて領収いたしました。

◎ごあんない

お届け先住所を変更される場合は、表記の担当窓口までご連絡ください。  
お問い合わせには、お客さま番号をお知らせください。

振替内容

領収年月日	領収金額	消費税等相当額(再掲)
令和 1年10月 3日	6,983円	517円
クレジット カード番号	クレジットカード情報保護の観点から表示していません。	

※領収年月日はクレジットカード会社より当社に立替払いいただいた日を表示しております。

領収金額の内訳

お客さま番号	日程	契約種別	ご使用量 kWh/m <sup>3</sup>	領収金額 円	(金額再掲)	精算額等 円	燃料費調整額 円、銭	記事
				消費税等相当額(再掲)円		再エネ発電促進賦課金 円		
おなまえ		容量						
	15	おとくプラン		6,983			-750:00	
岡本 護		50 A	250	517		737		

◎おことわり 領収証の再発行はできませんので大切に保管してください。証明書の発行には、別途手数料がかかります。  
月分、金額を修正したものは無効でございます。

印紙税申告納付につき名古屋東  
税務署承認済

中部電力株式会社

〒460-0001 名古屋市中区東新町

整理番号 129

決裁	会派代表者	(阿部)	経理責任者	(伴)	経理担当者	
----	-------	------	-------	-----	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証 拠書

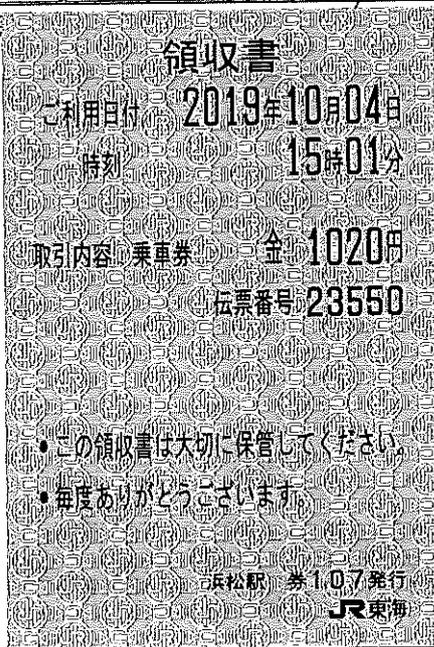
774 - 003

( 会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 岡本 護 )

経費項目	調査研究費、研修費、広報広報費、懇談情報誌費、会議費、資料作成費、資料購入費、事務費、事務所費、人件費		
内容	ラグビー観戦 会場視察		
年月日	令和1年10月4日~平成	年月日	金額 1,920 円

目的	ラグビー観戦、会場の視察
使途	交通費
政務活動・ 県政との 関連性	ラグビーワールドカップの大会の実情を把握、今後の活動に生かす。

≪領収書



おいしいパーキング

領収証

A 精算No.000127  
 車室番号(自動車) 4  
 入庫時刻 2019年10月4日(金) 14:55  
 精算時刻 2019年10月4日(金) 22:08  
 駐車料金 A料金 900円  
 =====  
 合計 900円  
 現金領収額 900円  
 お預り 1,000円  
 お釣り 100円

またのご利用をお待ちしております。

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	1,920 円	100 %	1,920 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	130
------	-----

決裁	会派代表者	(阿部)	経理責任者	(伴)	経理担当者	
----	-------	------	-------	-----	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

780 - 005

( 会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 岡本 護 )

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	自動車リース料 (10月分)		
年月日	令和 元 年 10 月 7 日 ~ 令和 年 月 日	金額	17,607 円

目的	政務活動用自動車のリース		
使途	—		
政務活動・ 県政との 関連性	—		
<<領収書貼付枠>> 18 01-10-07   ホンダファイナンス   42,689 月額 42,689 円のうち、任意保険対象外経費を除いた 35,215 円に按分率 1/2 を乗じた 17,607 円を請求する。			

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と私用で按分	35,215 円	1/2	17,607 円
		%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 131

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	伴	経理担当者	
----	-------	----	-------	---	-------	--

使途項目 サーチャキー 支出証拠書

774 - 003

( 会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 岡本 護 )

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	活動報告 (経営者グループ、委員会)、意見交換		
年月日	令和1年10月9日~平成	年月日	金額 600 円

目的	経営者グループにて活動報告、意見交換
使途	駐車料
政務活動・ 県政との 関連性	県政を広く報告し 意見要望等を聴取し 活動に反映させる

《領収書貼付枠》

プレスタワー駐車場

領収証

精算機 #01 A 精算No.000038  
 発券機 #01 発券No.000481  
 97-No.1 入庫時刻 2019年10月 9日(水) 11:43  
 精算時刻 2019年10月 9日(水) 13:00  
 駐車時間 1:17  
 駐車料金 A料金 600円  
 =====  
 合計 600円  
 現金領収額 600円  
 お預り 1,000円  
 お釣り 400円

またのご利用をお待ちしております。

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである。	600 円	100 %	600 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 132

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	伴	経理担当者	
----	-------	----	-------	---	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

780 - 003

( 会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 岡本 護 )

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請謝辞等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	事務所NTT電話使用料 (10月分)		
年月日	令和元 年 10月12日	~令和 年 月 日	金額 2039 円

目的	政務活動上の通信用
使途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—

《領収書貼付枠》

電話料金等払込受領証  
西日本ご利用分

ご請求先氏名 岡本 護 様	お客様番号 [REDACTED]	2019年10月ご請求分 金額(円) ¥4,079-	受取人 NTTファイナンス株式会社	お問合せ先 (無料) 0800-3335550	領収日附印 19.10.12 [REDACTED]
------------------	---------------------	----------------------------------	----------------------	----------------------------	---------------------------------

取入印紙貼付欄  
(金融機関・CVS用)→お客様

※ 本票は必ずしもこの様式で発行されるものではありません。また、領収書等の金額は、本票の金額と異なる場合があります。上記の金額は、お支払の金額に付加された消費税を含む金額です。

按分の理由 政務活動と私用で按分	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	4079 円	1 / 2 %	2039 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

請求書 (西日本ご利用分)

433-8123  
 浜松市中区幸2丁目16-3

郵便区内特別



NTTファイナンス株式会社  
 〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

発行年月日 2019年10月 7日発行  
 発行会社 NTTファイナンス株式会社  
 料金センター  
 お問合せ先 0800-3335550 (無料)  
 【運付先】  
 〒461 名古屋市東区東桜1-14-11  
 -0005 DPスクエア東桜8F  
 社用コード M32021111001 01029 01023 00 E  
 81 100000 1 0 19100101E

岡本 護 様



019102101005612237



01029

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

下記の料金を請求させていただきますので、内容を十分ご確認のうえ、お支払い期限までに裏面記載の場所でお支払いをお願いします。( 1 / 3 ページ)

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	ご請求金額 (TOTAL AMOUNT)	お支払期限 (DUE DATE)
053-473-1644	2019年10月ご請求分	4,079円	2019年10月21日(月)

お 知 ら せ

【NTTファイナンスからのお知らせ】

\*\*\* NTTグループ各社ご請求金額 \*\*\*

NTT西日本分ご請求額 4,079円

(合計)

4,079円 詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

\*\*\* NTTファイナンスからのお知らせ \*\*\*

奇数月のご請求額が5,000円未満の場合は、翌月分の偶数月に2ヶ月まとめてご請求しております。

各月の料金は「ご請求内訳」をご覧ください。

※複数回線まとめてのご請求や、料金回収代行サービスをご利用の場合等は、毎月ご請求しております。

\*\*\* NTT西日本からのお知らせ \*\*\*

フレッツ光の割引サービス(光もともとと割、Web光もともとと割、どーんと割、どーんと学割、光はじめ割)は割引契約期間満了時に契約が自動延伸されます。自動延伸をご希望されない場合はNTT西日本へご連絡が必要です。

割引適用期間中(自動延伸後を含む)に本割引サービスを解約された場合、解約金が発生する場合があります。

なお、割引適用期間の満了月とその翌月に解約した場合には解約金は発生いたしません。

詳しくはNTT西日本フレッツ公式サイト [http://flets-w.com/wari/] でご確認ください。

**ご請求内訳** (お客様番号 XXXXXXXXXX)

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額(円)	内訳金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◆053-473-1644				
◇NTT西日本ご利用分				
2,043	1,600	回線使用料(基本料)(住宅用)	7月21日～8月20日	合算
	289	ダイヤル通話料	7月21日～8月20日。なお前月分は333円でした。	合算
	(264)	(内訳) イチリッツ1適用分	次回(来月分)の割引計算期間は、8月21日～9月20日です。	
	<264>	<内訳> イチリッツ1適用通話料	イチリッツ1をご利用にならなかった場合、298円となります。	
	(25)	(内訳) 通常通話料適用分		
	3	ユニバーサルサービス料	1番号分のご請求となります。	合算
	151	消費税等相当額(合計)	合算表示の料金合計×8%	
◇NTT西日本分(小計)	2,043	2,043	(小計)	
◇NTT西日本ご利用分				
2,026	1,600	回線使用料(基本料)(住宅用)	8月21日～9月20日	合算
	273	ダイヤル通話料	8月21日～9月20日。なお前月分は289円でした。	合算
	(229)	(内訳) イチリッツ1適用分	次回(来月分)の割引計算期間は、9月21日～10月20日です。	
	<229>	<内訳> イチリッツ1適用通話料	イチリッツ1をご利用にならなかった場合、261円となります。	
	(44)	(内訳) 通常通話料適用分		
	3	ユニバーサルサービス料	1番号分のご請求となります。	合算
	150	消費税等相当額(合計)	合算表示の料金合計×8%	
◇NTTコミュニケーションズご利用分				

<p>***NTT西日本からのお知らせ***</p> <p>※電話のご注文・お問合せは「116」へ(無料) / 携帯電話からは0800-2000116へ(無料)</p> <p>※電話の故障は「113」へ(無料) / 携帯電話からは0120-444113へ(無料)</p> <p>※フレッツ・ひかり電話: 0120-116116へ(無料) / 故障: 0120-248995へ(無料)</p> <p>※弊社分請求額のうち、料金回収代行分は、NTTファイナンスへ請求事務を委託しています。</p>	<p>***ユニバーサルサービス料について***</p> <p>ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス(NTT東西の加入電話等)の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用(番号単価)が公表されています。</p>
--	--



整理番号	133
------	-----

決裁	会派代表者	(阿部)	経理責任者	(伴)	経理担当者	
----	-------	------	-------	-----	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

780 - 003

( 会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 岡本 護 )

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	インターネット接続料 (10 月分)		
年 月 日	令和 元 年 10 月 15 日 ~ 令和 年 月 日	金 額	1,609 円

目 的	政務活動用インターネットの接続						
使 途	—						
政務活動・ 県政との 関連性	—						
<<領収書貼付枠>>  <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>419-10-15</td> <td>200</td> <td>*1,609</td> <td>DF.TOKAITNC</td> </tr> </table>				419-10-15	200	*1,609	DF.TOKAITNC
419-10-15	200	*1,609	DF.TOKAITNC				

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	1,609 円	100 %	1,609 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 134

決裁	会派代表者	(阿部)	経理責任者	(伴)	経理担当者	[Redacted]
----	-------	------	-------	-----	-------	------------

使途項目 サーチキー 支出証拠書

781 - 002

( 会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 岡本 護 )

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・ <u>事務所費</u> ・人件費		
内容	事務所水道料金 (10月分)		
年月日	令和元年10月15日	~ 令和 年 月 日	金額 909 円

目的	政務活動に使用する事務所の水道料金
使途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—

《領収書貼付枠》

1019-10-15 200 \*9,562水道

使用水量等のお知らせ  
Water Service Statement

使用場所 中区幸二丁目16-3 岡本 護 様	お客さま番号 [Redacted]	メーター番号 [Redacted]
口径 13	用途 一般用	世帯数 1
	下水 有	井戸人員 ***
令和 元年 9月検針分	前回検針日	令和 元年 7月16日
指針及び水量	今回検針日	令和 元年 9月17日
今回メーター指針 0450 m <sup>3</sup>	今回請求見込み額(消費税・地方消費税相当額を含む)	
前回メーター指針 0412 m <sup>3</sup>	水道料金 4,026 円	
使用水量 38 m <sup>3</sup>	下水道使用料 5,536 円	
下水道排出量 38 m <sup>3</sup>	下水道利用料金 ***** 円	
前回使用水量 35 m <sup>3</sup> 前年同期使用水量 34 m <sup>3</sup>	合計金額 9,562 円	
口座振替予定日	令和 元年10月15日	

按分の理由 政務活動と私用で按分 (面積按分)	領収書金額(a) 9562 円	按分率(b) 15.3 m <sup>2</sup> / 160.85 m <sup>2</sup> %	政務活動費支出額(a×b) 909 円
-------------------------------	--------------------	--	------------------------

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 135

決裁	会派代表者	(阿部)	経理責任者	(伴)	経理担当者	
----	-------	------	-------	-----	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

774 - 003

( 会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 岡本 護 )

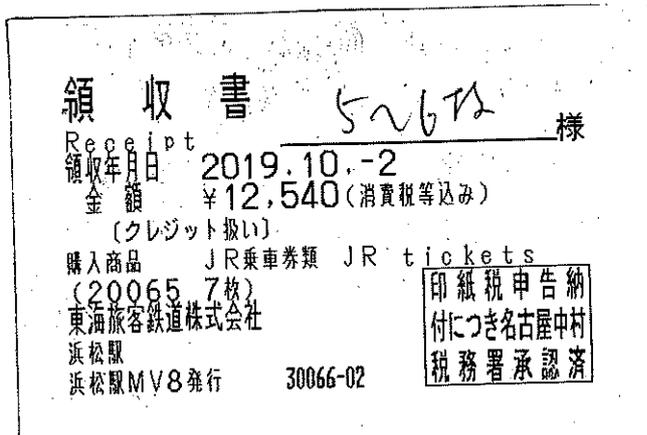
経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	政務活動 ( 教育委員会ヒアリングと要望 )		
年月日	令和元年10月16日~令和	年月日	金額 5080 円

目的	政務活動に関連する ( 教育委員会への要望 )
使途	交通費
政務活動・ 県政との 関連性	地元の要望を多く母親会と協議し 今後の活動に活かす

《領収書貼付枠》

回数券6枚中の5~6枚目使用  
 (12,300円 ÷ 6枚 × 2枚 = 4,100円)  
 12,540 4,180

おいしいパーキング



領収証

A 精算No.000143  
 車室番号 (自動車) 31  
 入庫時刻 2019年10月16日(水) 09:39  
 精算時刻 2019年10月16日(水) 14:26  
 駐車料金 A料金 900円  
 =====  
 合計 900円  
 現金領収額 900円  
 お預り 900円  
 お釣り 0円

またのご利用をお待ちしております。

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	5080 円	100 %	5080 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 136

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	伴	経理担当者	
----	-------	----	-------	---	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

778 - 002

( 会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 岡本 護 )

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	月刊社民購読		
年月日	令和元年10月16日	～令和 年 月 日	金額 2,360 円

目的	県政、社会情勢に関する情報収集
使途	元年7月分～9月分月刊社民購読料
政務活動・ 県政との 関連性	県政や社会情勢の情報を収集し、政策や議会等での質問の参考にする。

《領収書貼付枠》

ご利用明細票

いつもご利用ありがとうございます。領収書と併せてご利用ください。領収書の内容をご確認ください。

処理番号	お取引日	お取引種類	お取引金額	お取引残高
4996	191016	振込	401,008	
時刻	手数料(円)	お取引金額(円)		
13:33	110	2,250		
説明コード	お取引残高(円)			
	*			
登録番号	処理通番	000004		
振込先	静岡労働年金庫			
	浜松中央支店			
	普通 0661996			
	ツヤカツホウ・ウハママツ タ`イヒヨク 様			
依頼人	オカモト マモル 様			
振込手数料	110			

10 2  
R355さん  
YZ060 (1/407)

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	2,360 円	100 %	2,360 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

岡本 護 様

2019年10月10日  
社会民主党浜松支部

送金のお願い

〒430-0835

浜松市南区遠州浜3-35-7

社会民主党静岡県浜松総支部

TEL・FAX (053) 425-2224

日頃の活動、大変ご苦労様です。

さて早速ですが、下記の請求を次の方法により納入して下さいますようお願いいたします。

未納金ゼロを目指してがんばっておりますので、早期納入に是非ご協力下さい。

☆10月30日までにお願ひします。

請求書

請求内訳	単価	期間	月数	請求額	備考
党費					
社会新報					
月刊社民	750	7~9	3	2250	
請求合計額				¥2,250	

記

1、郵便振込

口座番号

口座名義 社会民主党静岡県連合浜松総支部

★党費、新報の区別、内訳を記入して下さい。

2、銀行振込

☆党費

静岡県労金浜松中央支店

社会民主党浜松支部 支部長

口座番号

☆社会新報・月刊社民

静岡県労金浜松中央支店

社会新報浜松 代表

口座番号

整理番号 137

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	伴	経理担当者	
----	-------	----	-------	---	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

780 001

( 会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 岡本 護 )

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請刺青活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	事務用品代 (品名: 7711L 替紙)		
年月日	令和 元 年 10 月 16 日 ~ 令和 年 月 日	金額	1,003 円

目的	政務活動に使用する事務用品
使途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—

《領収書貼付枠》

### 領収書

毎度ありがとうございます

佐藤産業株式会社 高林店  
電話 053-474-8411  
〒430-0907 浜松市高林4-5-10

\*印は税抜き価格の商品です

No.001-00022  
2019年10月16日(水) 14:46  
0010000000458 岡本護 様

\*ラ-M980N/コソ/クリヤ-ジック替紙A4  
@380X 3 ¥1,140  
値引券 -¥228

小計	¥912
外税対象額	¥912
外税額	¥91
合計	¥1,003
3点	(うち消費税 ¥91)
お預り	¥1,010
お釣り	¥7

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	1,003 円	100 %	1,003 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 138

決裁	会派代表者	(阿部)	経理責任者	(伴)	経理担当者	
----	-------	------	-------	-----	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

780 - 003

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 岡本 護)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等酬費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県政取組状況資料郵送		
年月日	令和1年9月 <sup>5</sup> / <sub>10</sub> 日~平成	年月日	金額 3,571 円

目的	2) 2F新幹線, 野球場, 所新建の資料郵送可
使途	郵送料
政務活動・ 県政との 関連性	今日的課題の資料を2F, 関係者に送付 意見要望等を聴取し, 活動に反映させる

《領収書貼付枠》

519-10-21 | 200 | \*4,755RL)コウノウヒツシ

→この3枚別紙3,571円分を請求する。

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	3,571 円	100 %	3,571 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。





発行日 2019年11月 6日

お客さま氏名 (Customer)  
岡本 護

様

右記、金額を 2019年 10月 21日付けで  
口座振替により領収致しました。

ご請求番号 (Billing ID)	[REDACTED]
ご請求の内訳 (Billing Details)	2019/09/01~2019/09/30 料金後納ご利用額
領収金額 (Amount Paid) (うち消費税相当額)	4,755 円 351 円
金融機関	静岡県労金 浜松高台

日本郵便株式会社



印紙税申告納  
付につき趣町  
税務署承認済

整理番号 139

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	伴	経理担当者	
----	-------	----	-------	---	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

774 - 003

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 岡本 護)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	東名高速通行料 (献没者追悼式)		
年月日	令和1年10月23日~平成	年月日	金額 4,280 円

目的	献没者追悼式出席
使途	通行料
政務活動・ 県政との 関連性	県の行事として実施している。意見聴取、実情把握し、今後の活動に、生かす。

<<領収書貼付枠>>

支払い総額	¥4,280
内訳	
還元額適用金額	¥0
後納利用金額	¥4,280

利用年月日 時分	利用IC(自)	利用IC(至)	(割引前料金) (ETC割引額) 通行料金	還元額適用料金 後納料金	車種 車両番号 ETCカード番号
19/10/23 08:45	三方原スマート	19/10/23 09:43 静岡	2,140	2,140	1 [REDACTED]
19/10/23 14:19	静岡	19/10/23 15:13 三方原スマート	2,140	2,140	1 [REDACTED]

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	4280 円	100 %	4,280 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 140

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	伴	経理担当者	
----	-------	----	-------	---	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

774 - 003

( 会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 岡本 護 )

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	本田技研車組OB会 駐車料 活動報告 意見聴取		
年月日	令和1年10月26日~平成	年月日	金額 500 円

目的	本田技研車組OB会 (現役会) 出席 活動報告 意見聴取
使途	駐車料
政務活動・ 県政との 関連性	県政報告に (意見要望) を聴取。 今後の活動に生かす。

《領収書貼付枠》

← 2千円・5千円・1万円札は使用できません

駐車券・領収書 Pふら~っと24

01 #47408 A 19-10-26 17:49

01 A 500A 19-10-26 18:57



注意事項

- この券は、出場する時に必要ですから紛失したり破損しないで下さい。なお、紛失によって生じた事故、盗難については一切の責任を負いません。
- 車は、必ず白線内に駐車しサイドブレーキをかけ、施錠して下さい。
- 駐車中における事故、災害、盗難につきましては、責任を負いません。

KW4720

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	500 円	100 %	500 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 141

決裁	会派代表者	(阿部)	経理責任者	(伴)	経理担当者	
----	-------	------	-------	-----	-------	---

使途項目 サーチャー 支出証拠書

778 - 002

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 岡本 護)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請謝等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	新聞購読		
年月日	令和元年10月28日	～令和 年 月 日	金額 7,307 円

目的	県政、社会情勢に関する情報収集
使途	10月分新聞購読料 (日本経済新聞、静岡新聞)
政務活動・ 県政との 関連性	県政等の情報を収集し、政策や議会等での質問の参考にする。

《領収書貼付枠》

**領 収 書** 営業所 第3課 区域 住吉北

**岡本 護 様**

2019年 10月分 7,307 円		【個人情報の取り扱いについて】	
年 月 日 正に領収いたしました。		1.この領収書に記載されている個人情報は、当販売所の領収書の発注と新聞及びサービス品等の配達以外には一切利用いたしません。	
新聞名	部数	金額	摘要
日本経済新聞 朝刊	1	4,450	2019年額絵シリーズ 日本の世界遺産 アルバム ¥1080 (税込) 額 ¥1080 (税込) 注文承ります
静岡新聞 朝刊	1	2,857	

暮らしの情報と話題をお届けします  
(株) 読売新聞浜松西部販売所  
代表取締役 前畑 俊光  
〒432-8002 浜松市中区高塚町4702-10 TEL.053-455-2008

まいど  
**ありがとう**  
ございます



領収印



按分の理由 全て政務活動にかかる ものである。	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	7,307 円	100 %	7,307 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 142

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	伴	経理担当者	
----	-------	----	-------	---	-------	--

使途項目 サーチャキー 支出証拠書

780 - 003

( 会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 岡本 護 )

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	電話使用料 (ウィンディ) (9 月分)		
年月日	令和 元 年 10 月 28 日 ~ 令和 年 月 日	金額	2277 円

目的	政務活動上の通信用
使途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—

《領収書貼付枠》

支払金額 TV ボーナス料金 政務活動費請求金額  
 $(8405 \text{ 円} - 3850 \text{ 円}) \times 1/2 = 2277 \text{ 円}$

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と私用で按分	△3,850	1 / 2	2,277 円
	8,405 円		
		%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

お客様番号

発行日 2019年10月11日現在 1 / 1頁

**ご利用料金のお知らせ**

日頃は弊社サービスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

下記の金額をご指定のお支払方法より振替（決済）させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

ご請求金額	8,405円 (税込)
お引落日	2019年10月28日
金融機関名	[Redacted]
支店名	
種別	
口座番号	
口座名義	カモトマシ

消費税率改定に伴い、弊社では10月1日以降のご利用分より、新税率（10%）を適用させていただきます。何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

内 訳	単位:円 (税込)	期 間 等
【TV】 Bコース基本	3,850	2019年10月
【NET】 ライトプラン スタンダード	3,240	2019年09月
【電話】 ケーブルプラス電話基本料	1,436	2019年09月
通話料（課税分）	524	2019年09月
付加サービス利用料	432	2019年09月
ユニバーサルサービス料	3	2019年09月
【値引き】 通信割引	-864	2019年09月
TEL割（ライトプラン）	-216	2019年09月
合計	8,405	

整理番号 143

決裁	会派代表者	(阿部)	経理責任者	(伴)	経理担当者	
----	-------	------	-------	-----	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

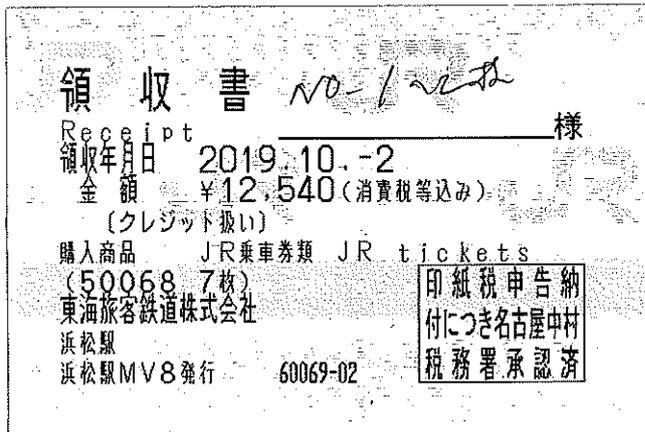
774 - 003

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 岡本 護)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県庁にて調査 (県庁の整理)		
年月日	令和元(2019)年10月29日	~	令和 年 月 日
金額	5080 円		

目的 (該当項目に丸印)	部局事業ヒアリング・地元要望活動・会派内調整打合せ・ <u>政務活動資料の整理</u>
使途 (該当項目に丸印)	<u>交通費</u> ・ <u>宿泊費</u> ・ <u>駐車料</u>
政務活動・ 県政との 関連性 (該当項目に丸印)	<ul style="list-style-type: none"> <li>議会・委員会等質問のため、関係部局の事業・主要施策等を確認する。</li> <li>地元要望に関連する部局の事業内容や取組方針・進捗状況などを確認する。</li> <li><u>確認した事業の内容や進捗状況を元に、議会・委員会等の質問に反映する。</u></li> <li>議案の審議に必要な情報として、県施策の状況を確認する。</li> <li>会派内で県施策等に関する検討を行い、意見の調整・集約を行う。</li> </ul>

《領収書貼付枠》  
12,540円 x 2/6 = 4180円



タイムズ24  
タイムズ浜松砂山町第3駐車場  
0120-70-8924

《領収書》

[NO. 4]  
19年10月29日10:05 -- 10月29日14:28  
駐車料金 900円  
合計 900円  
お預り 1,000円  
お釣 100円  
NO.001826

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	5080 円	100 %	5080 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 144

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	伴	経理担当者	
----	-------	----	-------	---	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

782 - 001

( 会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 岡本 護 )

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・ <b>人件費</b>		
内容	職員給与 (10月分)		
年月日	令和元年10月15日~令和元年10月29日	金額	12,000 円

目的	政務活動を補助する職員を雇用
使途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—

給与支払明細書

令和元年10月分

氏名 [Redacted]

給与	通勤手当	支給額合計	控除額			差引支給額
			所得税	雇用 保険料	控除額 合計	
円	円	円	円	円	円	円
12000	0	12000	0	0	0	12000
					受領印	[Redacted]
					受領日	10月29日

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである。	12,000 円	100 %	12,000 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

雇用実績表

元年/10月分	氏名	
---------	----	--

日	曜日	雇用時間数	うち政務活動費業務時間数	政務活動業務内容
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15	火	3.0	3.0	政務活動補助
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22	火	3.0	3.0	1
23				
24				
25				
26				
27				
28	月	4.0	4.0	1
29	火	2.0	2.0	1
30				
31				
計		(A) 12.04	(B) 12.04	

上記のとおり雇用したことを証明する。

令和元年0月29日  
ふじのくに県民クラブ 岡本 護 

[政務活動費充当計算]・・・①又は②の算式を用いて、政務活動費充当分を算出する。

①(B) [12時間 0分] × 単価 [1000円] = 12000円  
 ②総支給額 [12000円] × (B) / (A) = 12000円

\* 証明は、雇用主が署名して押印する。

整理番号 145

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	伴	経理担当者	
----	-------	----	-------	---	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

782 - 001

( 会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 岡本 護 )

経費項目	調査研究費・研修費・広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	職員給与 (10月分)		
年月日	令和元年10月1日~令和元年10月30日	金額	49400 円

目的	政務活動を補助する職員を雇用
使途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—

給与支払明細書

令和元年10月分

氏名

給与	通勤手当	支給額合計	控除額			差引支給額
			所得税	雇用 保険料	控除額 合計	
円	円	円	円	円	円	円
49400	0	49400	0	0	0	49400
受領印						
受領日						10月30日

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである。	49400 円	100 %	49400 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

雇用実績表

令和元/10月分	氏名	
----------	----	--

日	曜日	雇用時間数	うち政務活動費業務時間数	政務活動業務内容
1	火	4.04	4.04	政務活動補助
2	水	4.0	4.0	電話応待 来着
3				
4				
5				
6				
7				
8	火	4.0	4.0	4
9	水	4.0	4.0	4
10				
11	金	4.0	4.0	4
12				
13				
14				
15	土	4.0	4.0	4
16				
17				
18				
19	日	4.0	4.0	4
20				
21	月	4.0	4.0	4
22	火			
23				
24	水	6.0	6.0	4
25	木	4.0	4.0	4
26				
27				
28	金	4.0	4.0	4
29				
30	土	6.0	6.0	4
31				
計		(A) 52.0	(B) 52.0	

上記のとおり雇用したことを証明する。

令和元年10月30日  
ふじのくに県民クラブ 岡本 護 印

[政務活動費充当計算]・・・①又は②の算式を用いて、政務活動費充当分を算出する。

①(B)[52時間 0分]×単価[950円]=49,400円  
 ②総支給額[49,400円]×(B) / (A) = 49,400円

\* 証明は、雇用主が署名して押印する。

整理番号 146

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	伴	経理担当者	
----	-------	----	-------	---	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書 (自動車燃料代)

780 - 004

【元年 10月分】 10/31 (会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・岡本護)

区分	前回給油(領収書貼付分) A	今回(直近の)給油 B	総走行距離 C=B-A
年月日	年 月 日	年 月 日	
走行距離	km	km	km

(経費項目別充当額)

経費項目	走行距離 (km)	積算方法 ※	充当額 (円)
事務費	676	18円 × 676 km / km	12168

単価による充当方式 : 単価 (円) × 走行距離 (km)  
 領収書による充当方式  
 ・ 積上げ方式 : 領収書金額 (円) × 走行距離 (km) / 総走行距離 (上記C) (km)  
 ・ 充当限度割合による按分 : 領収書金額 (円) × 充当限度割合

<支払証明> 上記のとおり支払った (充当した) ことを証明します。 議員氏名 岡本護 ④

<領収書貼付枠>

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	12168 円	100 %	12168 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入す

令和元年 10月

岡本 護 NO.1

月日	内 容	行 程	走行距離(km)
令和元年 10-1	活動報告・意見聴取	自宅 - 新原	23
<del>10/2</del>	<del>県庁(知事直轄, 整理)</del>	<del>自宅 - 湯松駅</del>	<del>12</del>
10/3	県庁(経産部印刷)"	自宅 - "	12
"	資料届付	自宅 - 鴨江	11
10/4	要望知行確認	自宅 - 泉	4
10/5	活動報告 - (NO136届)	自宅 - 大平台	24
6	高丘体育大会にて活動報告	自宅 - 高丘	11
"	泉町にて意見聴取	自宅 - 泉	3
10/7	要望・意見聴取(有臣)	自宅 - 有臣	6
10/8	活動報告・意見聴取	自宅 - 芥川	20
10/9	" (経営者以下)	自宅 - 中央	12
10/10	高友会にて活動報告	自宅 - 高丘	11
10/12	台月による視察状況パトロール	自宅 - 市内各地	34
13	高丘町にて意見聴取	自宅 - 高丘	11
15	台月後のパトロールにて確認	自宅 - 市内	3.5
16	県庁(教育)	自宅 - 湯松駅	11
17	活動報告・意見聴取	自宅 - 鴨江	20
18	御前崎セサ- 出庫 意見交換	自宅 - 御前崎	11
"	リース(地租)契約関係	自宅 - 高野	4
19	岡本以常紀氏会にて活動報告	自宅 - 高丘	10
"	活動報告・意見聴取	自宅 - 文治	8
10/20	葵西館・小豆餅自治会 体育祭 要望意見聴取	自宅 - 葵西小豆餅	15
"		自宅 - 萩江	4
"	77-シーズン・G.Gにて意見聴取	自宅 - 高丘西	13
合 計			(小計) 313

